

道路等に面した耐力がないブロック塀の除却に 『最大10万円』を補助します！！



◆平成 28 年 熊本地震の現状写真

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、2 名の方が倒壊したブロック塀等の下敷きとなり亡くなりました。ブロック塀等は、現行法の構造基準を満たさないものについては、地震などによる倒壊の危険性も含んでいます。

ブロック塀等のような私有財産は、所有者の責任において管理することが基本であり、その安全を確保するため、上田市では危険なブロック塀等の除却に取り組み、安全安心のまちづくりを目的として補助金を交付します。

◆お問合せ 本庁舎 3 階
上田市建築指導課 直通 23-5430

『上田市ブロック塀等除却事業補助金のご案内』

補助対象となるブロック塀等

地面からの高さが 80 cm以上のブロック塀等で (1) または (2) いずれかのもの

- (1) 市が指定した避難路または避難地に面するブロック塀等で、倒壊のおそれのあるものの除却
- (2) (1) 以外で倒壊のおそれがあり、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたブロック塀等の除却

補助金の額

※上記の (1) または (2) で補助金額が異なります。

- (1) 避難路または避難地に面する場合
補助金対象のブロック塀等の長さ 1 m 当たり 4 万円を乗じて得た額と工事費の見積額のいずれか少ない額の **3分の2** 以内 (補助限度額 **10 万円**)
- (2) (1) 以外で倒壊のおそれがあると市長が認めたブロック塀等の場合
補助金対象のブロック塀等の長さ 1 m 当たり 4 万円を乗じて得た額と工事費の見積額のいずれか少ない額の **2分の1** 以内 (補助限度額 **5 万円**)

※参考例 (1) の場合

通学路に面する 高さ 1.2m 長さ 5.0m のブロック塀の場合

・『4万円×5.0 (m) = 20 万円』 ・『見積額 12 万円』

いずれか少ない額の 3分の2 以内なので $12 万円 \times 2/3 = 8 万円$ (補助金額)

◇ (2) の場合は $2/3 \rightarrow 1/2$ となり、限度額が 5 万円となります。

交付対象者

- ・ブロック塀等の土地の所有者
- ・市税の滞納のない方

注意事項

- ・事前に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。
- ・4m未満の道路に面するブロック塀等で、道路の中心から 2メートル以内の場所にあるものは、基礎または土留部分を含めて除却が必要になります。
- ・ブロック塀等の除却後に、転倒のおそれがある塀を新たに設けることはできません。

申し込みを希望される方は、事前にご相談ください。

◆お問合せ 本庁舎 3階
上田市建築指導課 直通 23-5430